

茨木市公共交通事業継続等支援補助金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)の拡大に伴い、経営に影響を被っている公共交通事業者に対し、市が感染防止に要する経費の一部等を補助することにより、経営継続の下支えを図り、もって市民の日常生活に必要な公共交通の運行継続と新型コロナウイルス感染症の拡大の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) バス事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (2) タクシー事業者 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (3) 緊急事態措置を実施すべき期間 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項の規定に基づく、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言において、緊急事態措置を実施すべき期間として示された期間のうち、緊急事態措置を実施すべき区域に大阪府が含まれている期間をいう。

(補助対象)

第3 市内に営業路線を有するバス事業者及び営業所を置く法人タクシー事業者(福祉輸送事業限定を除く。)とする。

(補助対象経費)

第4 補助の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に資すると認められる物品の購入又は作業に要する費用(第5において「感染防止対策費」という。)とする。
- (2) 緊急事態措置を実施すべき期間において、バス事業者が道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第3条の3に規定する路線定期運行の輸送力を維持するなど、感染を避けるための運行を行った場合に要する費用(第5において「運行継続費」という。)、並びにタクシー事業者への運行継続に対する奨励金とする。

(補助金額)

第5 バス事業者の感染防止対策費は、保有する路線バス車両(高速バスを除く。)

のうち、令和2年4月7日時点において、市内を1日あたり運行する運行車両数に1万円を乗じて得た額とする。

2 バス事業者の運行継続費は、運行単価に輸送力維持のために運行した営業距離を乗じて算出された額とし、予算の範囲内で市長が認める額とする。千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、運送単価および輸送力維持のために運行した営業距離は次に定めるとおりとする。

(1) 運行単価は、補助を受けようとする会計年度の前々年度分の一般乗合旅客自動車運送事業要素別原価報告書（第6において「原価報告書」という。）の第1表総括表内の運賃原価のうち、人件費、燃料油脂費、車両修繕費並びに運行委託費の合計金額を同表の実車走行キロで除した額とし、算出された運行単価は小数第2位を四捨五入するものとする。

(2) 輸送力維持のために運行した営業距離は、実際に運行を行った営業距離と需要に応じて減便を行った場合の想定営業距離（次項及び第6において「想定営業距離」という。）との差とし、営業路線が市域内外にわたる場合には、市内の部分のみを対象とする。

(3) 想定営業距離は、緊急事態措置を実施すべき期間中最も営業距離が短い日の営業距離とする。

3 タクシー事業者の補助額は、感染防止対策費並びに運行継続に対する奨励金として、令和2年4月7日時点において、当該営業所で保有する車両（旅客を運送している車両に限る。）数に1万円を乗じて得た額とする。

（補助金の交付申請）

第6 第5第1項又は第3項の補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) バス事業者の市内を1日あたり運行する車両数を確認できる書類又はタクシー事業者の営業所の所在地及び保有する車両数を確認できる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 第5第2項の補助金の交付を受けようとする者は、茨木市公共交通事業継続等支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 原価報告書の写し（収入や運賃原価のうち算定に用いない費目など必要ない部分を黒塗りすること。）

(3) 実際の需要実績またはその見込みがわかる資料

(4) 想定営業距離の算出に用いたタイヤ及び営業距離の根拠資料

(5) その他市長が必要と認める書類

3 補助金の申請は、同一事業者につき、それぞれ1回限りとする。

(補助金の交付決定)

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市公共交通事業継続等支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

(申請の取り下げ)

第8 補助金の交付を申請した者が、第7の規定による通知を受け取った日から起算して30日以内にその理由を記載した書面を市長に提出することにより、当該決定に係る申請を取り下げることができる。

(補助金の交付請求)

第9 補助金の交付の決定を受けた者は、茨木市公共交通事業継続等支援補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第10 市長は、第10の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

(立入検査)

第11 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第12 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかななければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第13 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第14 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第15 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年9月25日から実施する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第6関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所
氏 名
（団体名及び代表者名）

㊞

茨木市公共交通事業継続等支援補助金交付申請書

茨木市公共交通事業継続等支援補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業

2 交付申請額 円

3 添付書類

様式第2号（第7関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市公共交通事業継続等支援補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市公共交通事業継続等支援補助金は、
次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第3号（第9関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

住 所
氏 名 ㊟
（団体名及び代表者名）

茨木市公共交通事業継続等支援補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった茨木市公共交通事業継続等支援補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額 円